



名古屋市



(公社) 愛知県宅地建物取引業協会

「空き家」について、何でもご相談ください！

空き家総合相談窓口

ご案内

☎ 052-522-2567

平成29年
5月開設

- 空き家の売買
- 空き家の管理
- 空き家の解体
- 住宅診断
- 税金・法律関係
- …など

まずはご相談ください！

名古屋市と(公社)愛知県宅地建物取引業協会が相互に連携し、空家等の発生の未然防止、空き家の利活用(流通・活用)等に取り組むため、平成29年3月30日に「空家等対策に関する協定」を締結しました。

協定締結事業の一環として、空き家の「売買」「管理」「解体」から「住宅診断」「税金・法律関係」など、各種の相談に対応する相談窓口として(公社)愛知県宅地建物取引業協会が「空き家総合相談窓口」を開設しました。

その他にも(公社)愛知県宅地建物取引業協会の協力会員店が地域の見守り人として現地を確認し、庭木・雑草等の除草作業、内部の軽清掃等を行い空き家の所有者等に対して報告書を提出する「空き家管理パック」(費用等はお問合せください)もご案内します。

土日祝日及び(公社)愛知県宅地建物取引業協会の休業日を除いた平日午前9時から正午、午後1時から午後5時までのお時間で、052(522)2567へご連絡ください。



建物の老朽化



景観・衛生環境の悪化



放火による火事・火災



不審者(動物)の侵入

愛知県内の空き家の推移



◆ 空き家総合相談窓口について

(公社)愛知県宅地建物取引業協会(以下「愛知県宅建協会」)では、行政や県内の専門有識者団体と連携し、「空き家総合相談窓口」を開設しました。

この相談窓口は、空き家所有者やそのご親族等のみなさまから空き家に関わる総合的なご相談を電話で受け付ける無料相談窓口(通話料は相談者負担)となっており、個別具体的なご相談や専門家の派遣等を要するご相談については、関係行政窓口及び連携する専門有識者団体の相談窓口へお取次ぎ致します。まずは、お気軽にご相談下さい。

なお、相談から発生する実務を伴う個別のご依頼(利活用するにあたり、仲介に伴う契約業務、登記名義の変更など)については、別途通常費用が発生します。

◆ 空き家管理パックのご案内

空き家を適正に管理せず放置すると、建物は老朽化し、倒壊するなどして、周囲に迷惑をかけることがあります。場合によっては人に危害を与える恐れもあり、その場合、所有者自身にも損害賠償責任等が発生する可能性も考えられます。

これらの問題を防ぐために、愛知県宅建協会では、会員が地域の見守り人として現地を確認し、庭木・雑草等の除草作業、内部の軽清掃等を行い空き家所有者に対して報告書を提出する「空き家管理パック」をご案内します。

費用等の詳細は、愛知県宅建協会までお問い合わせください。

【受付時間】 平日午前9時～正午、午後1時～5時
(土日祝及び愛知県宅建協会の休業日を除く)

【電話番号】 **052-522-2567**
(空き家総合相談窓口専用ダイヤル)

相続

売買

改修

税金



管理

解体

法律

まずはご相談ください。

公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会

〒451-0031 名古屋市西区城西5丁目1-14 (愛知県不動産会館)



マスコットキャラクター
あいぼっぼ